

点検やっていますか？

建物に設置している「消防用設備等」は
定期的な点検と消防署への報告が義務となっています。

「消防用設備等」の点検報告って何？

建物の関係者は「半年に1回」設置している消防用設備等(消火器, 誘導灯など)を点検し、その結果を

「1年に1回」 管轄の消防署に**報告する義務**があります。

「消防法第17条の3の3」

	福祉施設等(不特定多数又は災害弱者が利用する建物)
報告期間	1年に1回
点検期間	6カ月(半年)に1回
報告義務者	建物の関係者(所有者・管理者・占有者のいずれか)
点検実施者	消防用設備等についての知識又は資格を有する者

「消防用設備等」ってどんなものが該当するの？



消火器

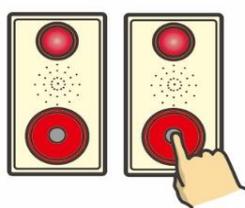


誘導灯



スプリンクラー設備

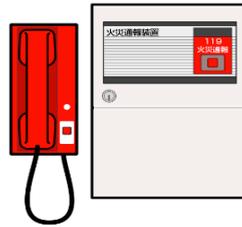
その他、避難器具
なども消防用設備です



自動火災報知設備



屋内消火栓設備



火災通報装置



点検の対象はどの「消防用設備等」が該当するの？

消火器や誘導灯などの設備に加えて、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、避難器具等の全ての消防用設備等が定期的な点検・報告の対象となります。

「設備の点検」は「自動車の車検」と同じ!?

自動車の車検と同様に、消防用設備等の維持管理を怠った結果、招いた火災や事故は、事業所のみなさんが多大な過失責任を問われます。



うちは消防が定期的に検査しているのになぜ？

消防職員がみなさんの建物で行う立入検査は、消防用設備等の設置及び維持管理状況、防火管理の状況を確認していますが、消防用設備等の点検はおこなっておりません。消防用設備等の点検では、点検者によって設置状況の確認だけでなく、作動状況や機能上の不備についても点検しており、消防職員の行う立入検査とは全く異なります。

点検や報告をしなかったらどうなるの？

消防用設備等の維持管理は、火災が発生した際の被害の大小に影響します。過去の火災においても、点検や維持管理が不十分であった結果、多くの尊い命が失われています。そのため、消防用設備等に不備や不良があることは許されることではありません。定期的に不備や不良がないことを確認することで、もしもの火災に備えることが重要です。そのため、点検や報告がなされていない状態は、罰則の対象になることがあり、火災が発生した場合は、多大な過失責任を問われます。

※「うちは火を使っていないから大丈夫・・・」は過去の火災事例からも通用しません！

福祉施設における火災事例

北海道札幌市認知症高齢者グループホーム火災

発生年月日	出火原因	在館者	
平成22年3月13日(土)	石油ストーブによる	入所者:8名	職員:1名
焼損程度	防火管理者	死傷者	
1棟全焼(焼損床面積:227㎡)	選任義務有:選任届出済	死者:7名	負傷者:2名

火災の概要

認知症の入居者と介護スタッフが共同で生活する施設(地上2階建て)の1階食堂から出火し、出火建物1棟を全焼、隣接する住宅の一部に延焼した。在館中9名(当日の入所者8名、施設職員1名)のうち、入所者7名の命が失われた。※当該施設は、管轄消防署から消防計画の提出と「消防用設備等の点検結果未報告」の指導を受けていたが、対応していなかった。

長崎県認知症高齢者グループホーム火災

発生年月日	出火原因	在館者 ※他に一般居住者2名	
平成25年2月8日(金)	電気機器と推定	入所者:9名	職員:1名
焼損程度	防火管理者	死傷者	
部分焼(焼損床面積:51.5㎡)	選任義務有:選任届出済	死者:5名	負傷者:7名

火災の概要

グループホーム、共同住宅、事務所が複合する建物(地上4階建て)の2階居室から出火し、出火建物の一部を焼損したもの。入所者4名、一般居住者1名の命が失われた。

【2018年】経営者に禁錮2年執行猶予4年の判決(長崎地裁)

「火災が起こることはない」と安易に考え、漫然と施設の運営管理をした結果は重大。」

管轄消防機関連絡先

管轄消防機関名	所在地	連絡先
高知市中央消防署	〒780-8013 高知市筆山町4番5号	TEL:088-856-9902
高知市北消防署	〒780-0026 高知市秦南町一丁目4番63-22号	TEL:088-802-6031
高知市東消防署	〒781-8101 高知市高須砂地230番地2	TEL:088-866-3119
高知市南消防署	〒781-0311 高知市春野町芳原1015番地	TEL:088-821-9560

まずは、お近くの消防署にご相談ください！